（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（履行保証金信託契約の内容） **第十九条**　法第四十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。 イ　［略］ ロ　破産手続開始の申立て等（法第二条第十八項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。 ［ハ～ホ　略］ ［四～十五　略］ （資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十二条の三**　法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 一　次に掲げる全ての措置を講じること。 イ　資金移動業関連苦情（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十二項に規定する資金移動業等関連苦情のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。 ［ロ・ハ　略］ ［二～五　略］	（履行保証金信託契約の内容） **第十九条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　［同上］ ロ　破産手続開始の申立て等（法第二条第十項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。 ［ハ～ホ　同上］ ［四～十五　同上］ （資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十二条の三**　［同上］ 一　［同上］ イ　資金移動業関連苦情（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第十九項に規定する資金移動業等関連苦情のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。 ［ロ・ハ　同上］ ［二～五　同上］

2　法第五十一条の二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十三項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

［二～四　略］

3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ 2　［略］ 3　この府令において「資金移動業等関連苦情」、「資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「準用銀行法」という。）第二条第二十二項若しくは第二十三項又は第五十二条の六十五第二項に規定する資金移動業等関連苦情、資金移動業等関係業者をいう。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（定義） **第一条**　［同上］ 2　［同上］ 3　この府令において「資金移動業等関連苦情」、「資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「準用銀行法」という。）第二条第十九項若しくは第二十項又は第五十二条の六十五第二項に規定する資金移動業等関連苦情、資金移動業等関係業者をいう。

（仮想通貨交換業者に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。